

女性支援の基本計画策定に向けた答申書の手交

◆ アピールポイント	○静岡市では、「困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な計画」の策定作業を進めており、その基礎となる「静岡市における基本的な考え方」に関し、静岡市男女共同参画審議会からの意見をいただくべく、審議をお願いしたところです。 ○このたび、静岡市男女共同参画審議会 <small>まつお ゆきこ</small> 松尾 由希子会長（愛知大学文学部教授）から市民局長に支援計画にかかる答申が手交されます。
◆ 日時・場所	令和6年12月5日（木）15時～15時30分 市民局長室（静岡市役所 静岡庁舎 新館 15階）
◆ 内容など	「困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な計画」とは ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和6年4月施行）は、女性一人ひとりの状況に合わせそれぞれの意思を尊重した支援を行うこと、そして女性が安心して自立した生活を送ることができる社会の実現を目指しています。この法律で、都道府県には「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」の策定の義務が、市町村には努力義務が課せられています。 ・本市の計画期間は令和7年度～12年度の6年間を予定しており、基本目標として、「ジェンダー平等と人権尊重に基づき、困難な問題を抱える女性の福祉を増進し、安心して自分らしく暮らせる静岡（まち）の実現」を掲げています。 ・今回の答申を踏まえ、「困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な計画」を令和7年3月に策定する予定です。 「答申のポイント」 ・ジェンダー平等とすべての人の人権尊重の理念のもと、困難な問題を抱える女性一人ひとりの意思を尊重しながら、関係機関及び民間団体の連携、協働により、女性が抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を早期から切れ目なく包括的に提供すること。 「男女共同参画審議会とは」 ・男女共同参画の推進に関する必要な事項について調査審議します。 ・静岡市社会福祉協議会や、困難な女性を支援する団体の代表等を含む委員15名で構成されています。

 別紙資料 無

【問合せ】 男女共同参画・人権政策課（静岡庁舎 15階）
 担当 大塚、小林
 電話 054-221-1349